

市指定ごみ袋の臨時措置を 令和8年8月31日まで延長します

現在実施している市指定ごみ袋以外でもごみを出すことができる「市指定ごみ袋の臨時措置」について、更に1ヶ月、期間を延長し、令和8年8月31日までにする다고いたしました。

概要

1 延長期間

現在の期間：令和8年5月25日～令和8年7月31日まで

延長後：令和8年5月25日～令和8年8月31日まで（1ヵ月延長）

※上記期間中は、市指定ごみ袋以外の透明または半透明の袋でも、従来どおり収集します。

2 延長の理由

市指定ごみ袋取扱店での品薄状況は改善傾向にありますが、一部店舗においては、品薄状況が続いており、正常化への移行に伴う期間も必要となるため。

3 市民・市内事業者の皆様へのお願い

市指定ごみ袋の流通正常化には、今しばらく時間を要する見込みです。

引き続き、過度の買い溜めはお控えいただき、必要量に応じて購入していただくなど、ごみ袋の安定供給のために、ご協力をお願いいたします。

なお、品薄状況の改善が確認された場合は、9月1日から通常のごみ出しルールに戻りますので、ご承知をお願いいたします。

問い合わせ

廃棄物対策課 担当：高松

電話：0558-76-8001